

端末貸与利用約款

(用語の定義)

第1条 この利用約款は、ながおかペイ事業 取扱店規約の別紙とする。よって、用語はながおかペイ事業取扱店規約に基づくものとする。また、端末とは当組合が取扱店に貸与するながおかペイ専用のタブレット等（以下「端末」という。）を意味することとする。端末貸与利用約款を以下の通り定め、取扱店は本約款を遵守して当組合が貸与する端末を利用することに承諾したこととする。

(約款の適用)

第2条 当組合は、令和9年3月末まで端末を無償貸与することとする。

(約款の変更)

第3条 当組合は、取扱店の承諾無く本約款を変更することがある。本約款が変更された後の利用条件は、変更後の本約款による。なお、当組合は取扱店に不利益となる本約款の変更については2ヶ月前に、それ以外の本約款の変更については一定の予告期間をもって、当組合が適切と判断する方法（当組合ウェブサイト上での表示、取扱店に対する電子メールでの通知等の方法を含みます）で取扱店に事前に通知する。

(利用契約の成立)

第4条 端末の利用申込は、ながおかペイ取扱店申込書により行うものとする。

(利用の開始)

第5条 端末の利用開始にあたり、当組合は取扱店に対して、貸与する端末及び利用開始、利用内容を明記した文書等を取扱店へ直接、もしくは宅配便等により取扱店に送付する。なお、宅配便等の送料は当組合が負担する。

(利用契約の解除)

第6条 利用者は、端末の貸与開始後に利用契約を解除するときは、「端末利用中止申請書」により行うものとする。

2 当組合は、取扱店が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、端末の利用を停止するとともに、直ちに利用契約を解除することができます。

(1) 申込にあたっての虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(2) 当組合が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当組合又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。

(3) この約款及び利用契約に違反する行為で、当組合の業務の遂行又は当組合の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

(4) 取扱店が、仮差押、差押、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれ

を受けたとき。

- (5) 法令に違反し又は公序良俗に反する態様において当組合サービスを利用したとき又はそのおそれがあるとき。
 - (6) 前各号の他、取扱店が第11条に違反し、当組合の催告にかかわらず違反が是正されないとき。
 - (7) その他、当組合が不適切と判断するとき。
- 3 当組合は、前項の規定により利用契約を解除するときは書面により取扱店にその旨を通知する。
 - 4 取扱店の違反行為に対して、当組合が苦情対応に要した費用、及び違反行為により被る損害費用等が発生した場合には取扱店に請求することがある。

(法令遵守)

第7条 当組合は、関係する法令、関係省庁のガイドライン等を遵守し、取扱店のデータを適切に管理する。

(善管注意義務)

第8条 取扱店は、善良なる管理者の注意をもって端末を利用するものとする。

(パスコードの管理)

第9条 取扱店は、端末へログインするためのパスコードをセキュリティに配慮し適切に管理・運用するものとする。

(端末本体内のデータの管理)

第10条 取扱店は、端末本体内に保存するデータを利用者の責任において適切に管理するものとする。

(禁止行為)

第10条 取扱店は、端末の利用にあたり、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 端末を故意に破壊、破損させる行為
- (2) 端末をながおかペイ利用以外の用途に使用する行為
- (3) 第三者に端末を利用させる行為
- (4) 有害なプログラム等を端末にインストールする行為
- (5) OSのバージョンアップ等の更新、及び改編等を行う行為
- (6) ながおかペイで提供しているサービスのリバースエンジニアリング等を行う行為

(紛失時の対応)

第12条 端末を紛失した場合には、取扱店は当組合が指定する連絡先へ遅滞なく連絡するものとする。

(故障時の対応)

第13条 端末が故障した場合、取扱店は当組合へ連絡をし、組合に在庫がある場合には、代替機での対応をするものとする。修理が必要となった場合は、当組合へ連絡の上、端末を当組合へ送付するものとする。なお、この時の送料は、取扱店が負担するものとする。

- 2 取扱店から送付された端末の修理に要する実費は取扱店の負担とする。
- 3 当組合は、取扱店から修理依頼を受けた端末をシステム業者に送付する時の送料を負担する。修理終了後は組合で保管する。

(パスコードロック時の対応)

第14条 取扱店は、端末へログインを行うためのパスコードを誤り、端末がパスコードロック状態になった時は、当組合へ連絡するものとする。

- 2 取扱店から当組合にパスコードロックの連絡があった場合には、代替機の貸出、及び端末等の初期化の対応をする。なお、この時の送料は取扱店が負担するものとする。

(利用中止時の対応)

第15条 取扱店は、端末の利用を中止する場合は、速やかに当組合へ端末を箱に入れ返却するものとする。なお、返却時の送料は、取扱店が負担するものとする。

- 2 返却された端末は、返却時に修理が必要な状態である事が分かった場合は、第13条の2項により費用を請求するものとする。

(紛失、破壊、毀損時の補償)

第16条 取扱店が端末を紛失した場合、若しくは過失又は故意により端末を破壊、毀損等した場合は、代替機の購入、修理等に要する実費は取扱店が負担するものとする。

(協議等)

第17条 端末利用約款に定めのない事項及び規定された項目に疑義が生じた場合は、当組合及び取扱店が協議の上、解決することとする。

附則

本規約は、ながおかペイ事業 取扱店規約と同日から適用することとする。